

表彰規程

(目的)

第1条 この表彰規程は、宇部市における社会福祉の向上に功労のあった者を表彰し、その功労を称え、もって社会福祉の振興発展に資することを目的に社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、本会の会員であり、社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、本会が主催する宇部市社会福祉大会において本会会長が表彰状を贈呈して、これを行う。ただし、必要に応じ、表彰状に添えて、記念品を贈呈することができるものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰候補者は、本会の会長・副会長会議に諮って表彰の可否を決定する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成11年4月1日施行の表彰規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月7日から施行する。

表彰資格内規

(目的)

第1条 この表彰資格内規は、表彰規程第2条に規定する表彰該当者の対象及び資格を定めることを目的とする。

(表彰該当者の対象及び資格)

第2条 表彰規程第2条に該当する者の資格は、次の各号の条件を有する現職者とする。

- (1) 社会福祉法人等が経営する第1種及び第2種社会福祉事業を実施する施設・事業所役職員として、既往10年以上従事し、社会福祉の向上に功績顕著な者。
- (2) 本会及び地区社会福祉協議会役員として、既往10年以上従事し、社会福祉の向上に功績顕著な者。
- (3) 民生委員・児童委員として、既往10年以上従事し、社会福祉の向上に功績顕著な者。
- (4) 福祉委員として、既往10年以上従事し、社会福祉の向上に功績顕著な者。
- (5) 地域福祉に関するボランティア活動、又はボランティア活動への支援を既往10年以上行っている個人及び団体であって、社会福祉の向上に功績顕著な者。なお、該当する活動は、年6回以上の活動で、継続反復されたものに限る。

(年齢・従事年数の算定)

第3条 表彰該当者の年齢・従事年数の算定は次のとおりとする。

- (1) 就任、就職又は活動の日から起算し、本会会長が別に定める基準日で算定する。
- (2) 従事年数において、在職期間が中断している場合は、在職期間を通算するものとする。ただし、従事年数の算定は、前条各号の一に該当するものとする。
- (3) 過去に前条各号の一に該当する表彰を受けた在職期間は、新たに異なる表彰区分で推薦する在職期間に含まないものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月7日から施行する。